

(別紙 1)

令和 7 年度 D X 人材育成研修運営等業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務を行う目的

本県では、D X 人材育成方針に基づき、業務や施策の様々な課題に対して、デジタル技術を活用して、最適な解決策を提案し、部局の D X 推進を牽引していく人材を育成するため、D X 推進スペシャリスト養成研修を実施する。

養成研修では、D X やデジタル技術への理解を深め、業務改善や業務上の課題解決を行うために必要な知識やスキルを修得するための講義を受けたうえで、自治体の共通業務をテーマとしたグループワークに参画することで、行政の D X 推進の実現に必要な実践的なスキル・ノウハウを学習する。

D X 人材育成については、以下の課題がある。

- ・世界的な潮流や本県の地域特性を踏まえた、デジタル人材の育成手法
- ・本県のみでなく、県内市町にも共通するような行政特有の課題を解決できるデジタル人材育成の手法

本委託業務では、上記課題をふまえ、講義研修およびグループワークの進行および助言等を行い、円滑な事業運営を行うことを目的に委託するものとする。

2 業務内容

- (1) 委託業務名 令和 7 年度 D X 人材育成研修運営等業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から令和 8 年 1 月 3 0 日まで
- (3) 業務内容 別紙「令和 7 年度 D X 人材育成研修運営等業務委託 業務委託仕様書」のとおり

3 委託上限額

2,801,150 円 (消費税及び地方消費税を含む)

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

(1) 企画提案コンペ参加資格

- ア 本企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 三重県から入札参加資格 (指名) 停止を受けている期間中でない者であること。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

- ア 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- イ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

(3) その他

共同体での参加も可能とするが、その場合は当該共同体の構成員が単独で参加することはできない。なお、各構成員は、(1) 及び (2) の条件を全て満たすこと。

5 企画提案コンペの参加意思表示

企画提案コンペに参加を希望する者は、次のとおり参加資格確認申請書を提出してください。

(1) 提出書類

- ア 令和 7 年度 D X 人材育成研修運営等業務委託 企画提案コンペ参加資格確認申請書 (第 1 号様式)
- イ 上記アの添付書類 各 1 部
(三重県入札参加資格者名簿への登録状況や、支店または営業所等への委任の有無などによって添付する資料が変わりますので申請書様式を十分ご確認ください。)

(2) 提出期限

令和 7 年 5 月 8 日 (木) 12 時必着

(3) 提出先

「２０ 連絡先」に示す所属

(４) 提出方法

上記提出先に持参、郵便または民間事業者による信書便による送付

ただし、押印を省略した場合は、電子メールにより提出することも可とする。

なお、郵便もしくは民間事業者による信書便または電子メールにより提出する場合は、提出期限までに電話で「２０ 連絡先」に受理の確認をすること。

また、持参により提出する場合は、事前に電話で「２０ 連絡先」に持参する日時の連絡を行うこと。

(５) 企画提案コンペ参加者の資格審査及び結果通知

提出された上記５（１）等により、資格審査を行います。資格審査の結果は、令和７年５月２１日（水）までに電子メールで通知します。

(６) 共同体等、複数社から成る組織による参加の場合は、構成する事業者のそれぞれについて、企画提案コンペ参加資格確認申請書（第１号様式等）を合わせて提出すること。

６ 企画提案資料の提出期限及び提出先

(１) 提出期限

令和７年５月２３日（金）１７時必着

(２) 提出先

「２０ 連絡先」に示す所属

(３) 提出方法

上記提出先へ持参、電子メール、郵便または民間事業者による信書便による送付

なお、持参以外の方法で提出する場合は、提出期限までに、電話にて「２０ 連絡先」に示す所属あて書類を受理した旨の確認を行ってください。

７ 提出を求める企画提案資料及び提出部数

別紙「提出を求める企画提案資料」のとおり

８ 最優秀提案の選定方法

別に設置する「令和７年度ＤＸ人材育成研修運営等業務委託 企画提案コンペ選定委員会」が、次に示す選定要領に基づき審査し最優秀提案を選定します。なお、「(２) 企画性①」「(３) 企画性②」の項目については、配点を２倍とします。

(１) 的確性×２

委託業務の趣旨を理解し、具体的な提案となっているか。

(２) 企画内容×２

業務目的を達成するために、独自のアイデアが盛り込まれ、効果的・効率的な提案内容になっているか。

(３) 実現可能性

業務目的を達成するために、実現可能な提案内容となっているか。

(４) 実施体制

業務の実施体制は十分か。

業務の実施に資する技術的知見や実績を有し、当該業務を最後まで遂行する能力があると判断できるか。

業務スケジュールは適切か。

(５) 経済性

業務の実施について十分な効果が期待できる適正な見積り、費用対効果の高い内容となっているか。また、県への業務負担が少ない提案となっているか。

９ プレゼンテーションの実施

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。

(１) 日時：令和７年６月５日（木）

(２) 場所：ウェブ会議システム（Zoom）

(３) 形態：ウェブ会議システムによるリモート形式とし、画面共有機能による投影と提出済みの企画提案書（紙又はデータ）との併用で行う。

ただし、提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書面審査を行い、優秀提案者を５者選定

した上で、当該優秀提案者によるプレゼンテーションを実施するものとする。

提案者が多数の場合の書類審査の結果及びプレゼンテーションの実施日時、ウェブ会議システムの接続に必要なURL、パスワード等については、提案したすべての者に、令和7年5月27日（火）までに電子メールで連絡する。

また、プレゼンテーションの実施に先立ち、ウェブ会議システムの接続テストを令和7年5月30日（金）に行う予定であり、接続テストに必要なURL、パスワード等については、プレゼンテーションの実施日時等とあわせて、提案したすべての者に、令和7年5月27日（火）までに電子メールで連絡する。

プレゼンテーションにおける説明は、7で提出のあった企画提案資料により行うものとする。

なお、提出済みの企画提案書とウェブ会議システムの画面共有機能で投影する資料について、内容の差異や追加記述は認めない。もし内容差異や追加記述があった場合は、提出済みの企画提案書の内容により審査・選考を行う。

また、プレゼンテーションを行った者は本委託業務に従事することとする。

プレゼンテーションを実施しない場合は、提案したすべての者に、プレゼンテーションを実施しないことを電子メールで連絡する。

10 企画提案コンペに関する質問の受付及び回答

本件に関する質問（企画提案の手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の企画提案及び契約に関する一切の事項）がある場合は、次のとおり文書により行ってください。

（1）質問の受付期限

公告の翌日から令和7年5月2日（金）12時必着

（2）質問の方法

質問は、文書（別添様式、規格A4版）を電子メールにて提出してください。

なお、質問文書には、事業者名の他、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを明記してください。

※質問申請書を送信したときは、必ず電話にて「20 連絡先」あてに着信の確認をしてください。

（3）質問の提出先

「20 連絡先」に示す所属

（4）質問に対する回答

受付した質問に対する回答は、令和7年5月7日（水）17時までに、原則、三重県ホームページに掲載します。

なお、質問提出の有無に関わらず、企画提案書等提出前には質問内容に対する回答ページをご確認ください。

（5）その他

本件の条項その他に関し疑義がある場合は、「20 連絡先」に示す所属に説明を求め、十分ご承知おください。企画提案コンペ後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

11 最優秀提案の選定結果

最優秀提案が決定した後に、すべての企画提案者に対して速やかに通知します。

12 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

最優秀提案者にあつては、上記11の通知を受けた後に、以下の書類を各1部ずつ提出していただきます。

（1）提出書類

① 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」（所管税務署が過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し。

② 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、県税についての「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し。

（2）提出期限

別途通知します。

（3）提出先

「20 連絡先」に示す所属

(4) 提出方法

持参、電子メール、郵便または民間事業者による信書便による送付

1.3 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するものを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

(4) 契約は、三重県総務部デジタル推進局デジタル改革推進課において行います。

(5) 契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は消費税額等を内書きで記載するものとします。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）

1.4 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

1.5 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

1.6 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

1.7 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

1.8 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

1.9 その他

(1) 企画提案書等の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する経費は、提案者が負担す

るものとしす

- (2) 成果物の著作権は業務仕様書に記載のとおりとしす。
- (3) 提出のあった企画提案資料は返還しす。
- (4) 報告書の著作権は三重県に帰属するものとしす。
- (5) 応募書類等に記載された個人情報については、当業務委託の目的以外の目的で使用するこはありす。
- (6) 企画提案書等提出された書類は、三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号）に基づき、情報公開の対象文書となります
- (7) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めす。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありす。
- (8) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
- (9) 当該企画提案コンペの参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、本参加仕様書等に基づき適正な企画提案を行わなければなりません。
- (10) 契約の相手方となった場合には、業務仕様書等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません
- (11) その他必要な事項は、規則に規定するところによります

20 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県総務部デジタル推進局デジタル改革推進課デジタル県庁推進班 担当 天白、武田

TEL : 059-224-2796 FAX : 059-224-2520 E-mail : it@pref.mie.lg.jp